基準緩和型通所サービスについて

介護予防・日常生活支援総合事業について

「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」は、市町村が行う介護予防のための事業です。生活機能の低下がみられるなど介護予防や生活支援が必要な方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上の人ならどなたでも利用できる「一般介護予防事業」の2種類があります。

「介護予防・生活支援サービス事業」には、訪問型のサービスと通所型のサービスがあり、大川市では令和７年度以降は「指定相当通所型サービス」と「短期集中通所型サービス」に「基準緩和型通所サービス」を加えた３種類のサービスを提供しています。

通所型サービスの類型

令和7年度以降に大川市が提供する通所型サービスは下記の３類型になります。

サービス類型	サービス内容	単価・人員基準等	想定する対象者
指定相当通所型サービス	入浴・食事・排せつ等の身体介助を含む、一般的にイメージするデイサービス。	国が定める基準省令を基本に市町村が独自に定めるが、国基準どおりが一般的。	身体機能や認知機能の低下等があり、専門的支援を必要とする方。
基準緩和型通所サービス	基本的に、食事・入浴・排泄等の介助は行わず、閉じこもり予防や生活機能向上・身体機能向上トレーニングを目的する。	指定相当サービスの基準を緩和した軽度者向けのサービス。	通所介護等で入浴や食事のサービスは必要ないが、生活機能低下がみられ外出や交流の機会が必要な方や、地域の通いの場やサロン等に自力で参加できない方。
短期集中通所型サービス	短期集中的に利用者の心身機能の維持向上を図り、最終的には地域に戻ってもらうことを目的とする。	市町村の要綱等で独自に設定。事業者に委託する形で運営をしている場合は、委託契約書で定める。地域の実情に応じてオリジナルのサービスにアレンジ可能。	運動器や口腔機能の低下等があり、短期集中的に機能訓練を受けることにより、機能の維持・改善が見込まれる方。

基準緩和型通所サービスとは

　指定相当通所型サービスの対象者の条件である、「身体介護や専門的な支援」が必要ではないが、短期集中通所型サービスを利用しても改善が見込まれない方が一定数存在しており、そのようなサービスの狭間にいる方向けのサービスで、指定相当通所型サービスの人員・設備・運営等の基準を一部緩和したサービスです。

　どの基準を緩和するかは、地域の実情に合わせて市町村が決定します。提供されるサービスの内容は、市町村の要綱等で独自に設定されますが、本市が想定しているものは、「自身の身体の現状・生活状況にあった運動」及び「利用者の外出、他者との交流の機会を継続的に支援し、社会参加を促すこと」で、利用者の心身機能の維持向上を図ることを目的とするものです。

人員基準・単価（指定相当通所型サービスとの比較）

	指定相当通所型サービス	基準緩和型通所サービス
実施方法	事業者指定	
対象者	要支援１・２ 身体機能や認知機能の低下等があり、身体的介護などの専門的支援を必要とする方	要支援１・２、事業対象者 多少の機能低下はあるが、状態は安定しており日常生活は概ね自立し、常時の専門職による介助を必要としていない方
サービス内容	・機能訓練（体操・リハビリ） ・送迎 ・レクリエーション ・バイタルチェック ・入浴（基本報酬に含む、利用者負担なし） ・食事（実施する場合は利用者負担）	・機能訓練（体操・リハビリ）（任意） ・送迎 ・レクリエーション ・バイタルチェック ・入浴（実施する場合は利用者負担） ・食事（実施する場合は利用者負担）
利用時間・回数	・３～８時間程度 ・週１回程度（要支援１）、週２回程度（要支援２）	原則１回３時間以上、週１回程度（要支援１・２共通）
人員基準	・管理者※ 常勤・専従１以上 ・生活相談員 専従１以上 ・看護職員 専従１以上 ・介護職員 ～１５人 専従１以上、 １５～ 専従０．２/人以上 （生活相談員・介護職員の１以上は常勤） ・機能訓練指導員 １以上 ※ 支障がない場合、他の職務、他事業所の職務に従事可	・管理者※１ 常勤・専従１以上 ・生活相談員 配置義務なし ・看護職員 配置義務なし※２ ・介護職員 ～１５人 専従１以上 １５人～ 必要数 ・機能訓練指導員（配置任意） ※１ 支障がない場合、他の職務、他事業所の職務に従事可 ※２ 利用者の急変時に対応できるよう、緊急時の主治医などの連絡先をあらかじめ把握するとともに緊急時の対応マニュアルを備えておくこと。
単価	・要支援１ 週１回程度　１，７９８単位／月 ・要支援２ 週２回程度　３，６２１単位／月 ・加算・減算 あり	・事業対象者、要支援１・２共通 機能訓練指導員を配置しない場合・３時間未満の提供の場合 ・１，２５８単位／月 機能訓練指導員を配置して機能訓練（体操・リハビリ）を実施した場合 ・１，４３８単位／月 ・加算・減算 なし

基準緩和型通所サービス事業所指定について

第10期大川市長寿社会対策総合計画（高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画）に記載しているとおり、令和７年度以降の事業所指定に向けて指定申請を受け付けています。

○申請受付
　令和7年2月10日（月）以降随時

※指定を受ける月の2か月前までに申請が必要となります
(例)令和7年4月1日（火）から指定を受ける場合は令和7年2月28日（金）まで